

第 173回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第173回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和5年3月10日（金）午後1時30分～午後3時24分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

午後 1 時30分開会

○高橋委員長 お忙しいところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日もまた、ウェブ会議と本部出席のダブル方式、併合方式で開催させていただきます。

本部の方には、土屋委員と私、高橋が出席しております。現在 8 名出席ということになります。永淵委員が急用ができたというので急遽、今日は御欠席でございますので、8 名出席、定足数に問題はございません。

では、配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の資料を確認させていただきます。本日の審議予定は 4 件となりまして、審議順に令和 4 年審第 19 号、第 27 号、追加で送付させていただきました令和 4 年審第 27 号の意見書と令和 4 年審第 17 号、18 号ということで、全てで言いますと 19 号、27 号、17 号、18 号の 4 件となります。令和 4 年審第 26 号案件はお送りしておりましたが、対象弁護士への事前通知が不達となりまして現在再送付中のため、本日は審議対象外とさせていただけたらと思います。

よろしくをお願いいたします。

○高橋委員長 本日の議事を確認いたしますと、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、形式的には 6 件、実質は 4 件ということになります。

早速ですが、それでは、令和 4 年審第 19 号から審議をお願いいたします。資料は 1、そして 1-1 でございます。事案の説明を室長からお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 4 年審第 19 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、議決書はいつものとおり、オンラインの先生方には同意書という形での処理をお願いいたします。

次ですが、令和 4 年審第 27 号、お手元の資料は 3-1、3-2 ということになります。これは、じゃ、室長、お願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 4 年審第 27 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 じゃ、そういうふうには訂正いたしまして、これで同意書を送らせていただきます。

それでは、あと2件ございますので、あと1時間少しありますので。

では、休憩取らずに次に進ませていただきます。

令和4年審第17号、資料4ですね。説明をお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第17号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、もう一件ですのでお願いいたします。

令和4年審第18号でございます。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第18号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、本日の案件終了ですので次回以降、今度は日にちがイレギュラーですので、お願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。4月の審査委員会は4月18日火曜日、午後1時30分からを予定しております。会議室確保の関係でイレギュラーな日程となっております。申し訳ございません。御審議いただく案件は本日の繰越しはございません。新たに新件が5件の予定と継続分の2件、合わせて7件を予定しております。資料につきましては、また準備ができ次第、招集通知と合わせて御郵送いたしますので御確認お願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 それでは、173回の審査委員会を終了いたします。

どうも本日はありがとうございました。

午後3時24分閉会